

港湾法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第一条関係）

都道府県	重要港湾	特定重要港湾	避難港
（略）	（略）	（略）	（略）
岡山	宇野、水島、岡山	水島	
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第一（第一条関係）

都道府県	重要港湾	特定重要港湾	避難港
（略）	（略）	（略）	（略）
岡山	宇野、水島、岡山		
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第五（第十七条関係）

都道府県	
（略）	（略）
和歌山	和歌山下津
岡山	水島
（略）	（略）

別表第五（第十七条関係）

都道府県	
（略）	（略）
和歌山	和歌山下津
（略）	（略）